

# Technical Line

## カリフォルニア州気候関連開示法の詳細

### 目次:

概要.....	1
主な考慮事項(SB-253 およ び SB-261).....	2
対象企業の定義.....	2
SB-253 報告.....	3
SB-261 報告.....	4
執行規定および誠実な努力 (Good faith efforts) .....	4
実施手数料 (Implementation fees)...	5
主な考慮事項(AB-1305) .....	5

### 重要ポイント

- ▶ カリフォルニア州で事業を営み、一定の年間売上高のしきい値を満たす公開企業と非公開企業は、2026 年からカリフォルニア州の気候関連開示法に基づき、所定の開示を行うことが求められます。
- ▶ 気候企業データ説明責任法(SB-253)に基づくスコープ 1 およびスコープ 2 の排出量の報告に関し、適用対象企業は 2026 年 8 月 10 日までに行うことが求められます。
- ▶ 温室効果ガス:気候関連財務リスク法(SB-261)に基づき、適用対象企業には、気候関連財務リスクおよび当該リスクを低減し適応するために採用した措置に関する報告が求められます。本法の実施は、第 9 巡回区控訴裁判所が発令した仮差止命令を受けて引き続き停止されており、当該仮差止命令は控訴審係属中です。
- ▶ また、カリフォルニア州で事業を営み、ネットゼロ排出、カーボン・ニュートラル、大幅な GHG 排出削減を主張する企業は、これらの主張に関する情報に加え、当該主張を達成するために用いる自主的カーボン・オフセットの購入または使用について、引き続き開示することが求められます。

### 概要

カリフォルニア州は、2023年10月にSB-253およびSB-261<sup>1</sup>を制定し、州内で事業を営み、一定の年間売上高のしきい値を満たす米国の公開企業および非公開企業の双方に適用される気候関連の開示制度を導入しました。カリフォルニア州は、気候関連情報の包括的な開示を義務付けた、米国で唯一の州です。

カリフォルニア州気候企業データ説明責任法(SB-253)は、適用対象企業に対し、GHGプロトコルに従って、スコープ1、スコープ2およびスコープ3の温室効果ガス(GHG)排出量を報告することを要求しています。また、温室効果ガス:気候関連財務リスク法(SB-261)は、適用対象企業に対し、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に従って気候関連財務リスクに関する報告書を作成し、それらのリスクを低減し適応するために採用した措置を開示することを要求しています。

カリフォルニア州大気資源局(CARB)は、2026年2月26日の会合において、SB-253およびSB-261に関する初期規則を承認しました。また、CARBは、2026年3月23日に開催したワークショップにおいて、温室効果ガス(GHG)排出量の報告および保証要件を含む、規則制定について議論しました。<sup>2</sup>

カリフォルニア州は、2023年10月に自主的炭素市場開示法案(AB-1305)を州法として制定しました。これは、カリフォルニア州で事業を営み、ネットゼロ排出量の主張、カーボン・ニュートラルまたはカーボン・ニュートラル製品の主張、大幅なGHG排出削減を主張する企業に対し、それに関する情報と、それらの主張を達成するための自主的なカーボン・オフセットの購入や使用について開示することを要求しています。

本書では、カリフォルニア州の気候関連開示法に基づく報告に関する重要な側面を解説するとともに、AB-1305の概要を示しています。

## 主な考慮事項(SB-253およびSB-261)

SB-253およびSB-261は、カリフォルニア州で事業を営み、年間売上高がそれぞれ10億米ドル超および5億米ドル超である企業に適用されます。

SB-253およびSB-261の適用対象に含まれる企業には、米国(またはコロンビア特別区)の全ての州法または米国議会の法令に基づいて設立されたパートナーシップ、法人、有限責任会社、およびその他の事業体が含まれます。この定義を満たす米国外の企業の米国に所在する子会社も対象となります。米国内国歳入法で定義される非課税法人(例:非営利法人、慈善団体)および米国の州規制を受ける保険会社は、これらの法律の適用除外となります。

CARBが承認した初期規則では、企業が報告義務の適用対象となるかを判断するために理解する必要があります。以下の主要な用語が定義されています。

### 対象企業の定義

#### 売上高(Revenue)

売上高のしきい値は、企業の総売上高に適用され、カリフォルニア州での売上高に限定されません。企業は、法律の適用範囲に含まれるかどうかを判断する際、直近2会計年度の売上高のうち少ない方を用いる必要があります。また、売上高の定義は、カリフォルニア州歳入税法における「総収入(Gross receipts)」の定義と整合しています。<sup>3</sup>

#### カリフォルニア州で事業を営む(Doing Business in California)

「カリフォルニア州で事業を営む」とは以下の場合と定義されています。カリフォルニア州で金銭的利益を目的として何らかの取引に積極的に従事し、かつ、次のいずれかに該当:

- (1)カリフォルニア州で設立または商業上の本拠を置いている企業、または
- (2)カリフォルニア州での売上高がインフレ調整後の金額(例:2025年は757,070米ドル)または企業の総売上高の25%を超える企業

この定義は、カリフォルニア州歳入税法における「カリフォルニア州で事業を営む」の定義と概ね一致しますが、資産保有および給与に関する税法の条項は除外されています。また、カリフォルニア州における唯一の事業活動が、テレワーク従業員の存在のみである企業は、この定義の適用範囲に含まれません。

## 弊法人の見解

初期規則で定義されている用語は、売上高や「カリフォルニア州で事業を営む」ことに関するものを含め、カリフォルニア州歳入税法における用語と類似しています。企業は、対象企業であるか評価を行う際、自社の税務申告を参照することを検討すべきです。

### 子会社

これらの法律は、米国法人である企業に適用され、米国外親会社の米国子会社も含まれます。ある企業が別の企業によって直接的な企業関係により所有または支配されている場合、その企業は子会社とみなされると定義されています(カリフォルニア州規則集に定義あり)。<sup>4</sup>

親会社(米国外親会社を含む)の報告に含まれる子会社は、SB-253またはSB-261に基づく個別報告を提出する必要はありません。この親会社レベルでの連結報告オプションは、同一親会社傘下の複数の企業に対する報告負担を軽減することを目的としています。

### SB-253報告

SB-253は、適用対象企業に対し、GHGプロトコルに従ってスコープ1、スコープ2およびスコープ3の排出量を毎年開示し、それらの開示について保証を取得することを要求しています。これらの要求事項は段階的に導入され、今後の規則制定に従います。

CARBは、SB-253に基づくスコープ1およびスコープ2の排出量の報告について、初回期限を2026年8月10日と決めました。この報告期限は、企業の会計年度末にかかわらず、すべての企業に適用されます。企業は、会計年度末から少なくとも6か月、必要な排出量データを集計し、報告書を提出する期間を確保することになります。

2026年1月1日から2026年2月1日の間に会計年度が終了する企業は、2026年に終了する会計年度のデータを報告します。2026年2月2日から2026年12月31日までの間に会計年度が終了する企業は、2025年に終了する会計年度のデータを報告します。企業は、2027年からスコープ3の排出量の報告を開始する予定ですが、CARBは、2027年以降のSB-253に基づく排出量の報告について、提出期限をまだ決めていません。

各企業は、自社のGHG排出量に関する情報を、CARBまたはCARBが指定する排出報告機関に提出しなければなりません。CARBまたは指定機関は、排出量データを一般にアクセス可能なデジタル・プラットフォームを開発しています。

CARBは、2025年10月10日に、SB-253の対象企業が初年度にスコープ1およびスコープ2排出量データを提出するためのガイダンスを含む、テンプレート草案およびメモ<sup>5</sup>を公表しました。このテンプレートは、2026年においては任意であり、必要な情報の提出を支援するために設計されています。

CARB は、SB-253  
に基づくスコープ 1  
およびスコープ 2 排  
出量の報告につい  
て、初回期限を  
2026 年 8 月 10 日  
と定めた。



### 基準設定

SB-253 は、各企業に対し GHG プロトコルに従って排出量を報告することを要求している一方で、CARB は、温室効果ガス(GHG)排出量の算定に当たり、他のアプローチを認めることについて意見を求めており、GHG プロトコルを改訂する可能性のある進行中の基準設定活動の影響を注視し、これを検討していると述べています。

CARB は、2026 年 3 月のワークショップにおいて、2027 年以降の SB-253 に基づくスコープ 1、スコープ 2 およびスコープ 3 の排出量報告に関する複数の規則制定案の考え方について概要を示すとともに、これらに関する意見を求めました。これには、以下に関する事項が含まれています。

- ▶ 組織境界
- ▶ 適用可能な GHG 算定方法
- ▶ 使用可能な排出係数
- ▶ スコープ 3 排出量の報告に関する選択肢(例: 業種または排出カテゴリーに基づく段階的適用)

さらに、CARBは、スコープ1およびスコープ2の排出量報告に関するテンプレート草案について寄せられた意見を検討しており、2026年半ばに更新後のテンプレートの公表を予定しています。この更新後のテンプレートは、2027年以降におけるスコープ1およびスコープ2の排出量の報告に際して使用が求められる予定です。

#### 保証要件

SB-253は、スコープ1およびスコープ2の排出量開示について、企業に対して限定的保証を毎年受けることを要求しています。ただし、CARBは、報告の初年度においては、これらの排出量の開示に対する限定的保証は求めないとしています。スコープ1およびスコープ2の排出量開示に対する合理的保証は、2030年(2029年のデータに基づく)から求められるようになります。スコープ3の排出量開示についても、2030年(2029年のデータに基づく)から限定的保証が求められます。CARBは、スコープ3排出量開示に関する第三者保証要件の動向に基づいて、適用時期を変更することができます。

保証提供者は、企業から独立しており、GHG排出量の測定、分析、報告または保証(証明)業務に関して豊富な経験を有している必要があります。CARBは、排出量に関する教育の動向と第三者保証提供者の資格の評価に基づいて、2029年に第三者保証提供者の資格を見直す必要があります。



#### 基準設定

CARBが現在進めている規則制定活動により、2027年以降、企業がスコープ1およびスコープ2の排出量報告について限定的保証を受けるための具体的な要件が定められる見込みです。これには、受け入れ可能な保証基準およびフレームワークの特定が含まれます。

#### SB-261報告

SB-261は、適用対象企業に対し、自社ウェブサイトには報告書を掲載し、これを隔年で更新することを要求しています。この報告書には、(1) 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の推奨事項、または同等の報告基準(例:IFRS S2号「気候関連開示」)に従った開示、および(2) 識別された気候関連リスクを低減し適応するために採用した措置に関する開示を含める必要があります。

CARBは、2025年12月1日に公開記録簿(Public docket)を開設し、企業が公表した気候関連財務リスク報告書へのリンクを掲載できるようにしました。この記録簿は、2026年7月1日まで開設されます。

SB-261は、企業に対し、2026年1月1日までに初回報告書を掲載することを要求しています。しかし、この報告期限の執行は、米国第9巡回区控訴裁判所が2025年11月18日に認めた、控訴審係属中の仮差止め命令により停止されています。CARBは、控訴審の決着後に、代替的な報告期限を含む追加のガイダンスを提供すると述べました。<sup>6</sup>

CARBは、2025年11月17日に、SB-261に基づく報告に使用するための更新版開示チェックリストを公表しました。<sup>7</sup>CARBは、各報告書において使用した報告フレームワークを明記し、そのフレームワークで推奨される開示項目のうち、含めたものと省略したものを一覧化することを求めています。企業は、推奨開示項目を含めなかった理由を記載し、将来の報告においてそれらを含める計画がある場合には、それを示す必要があります。なお、TCFDの提言に基づき、「気候関連財務リスクを低減し適応するために採用した措置に関する開示を含める」要件については、「含めたものと省略したものの一覧化」等に係る取扱いが適用されません。CARBは、気候関連リスク評価プロセスの初期段階にある企業について、重要性のあるリスクが識別されていない場合でも、これらのリスクが企業にどのように関連しているか、または関連する可能性があるかについて開示できると述べました。

#### 執行規定および誠実な努力(Good faith efforts)

CARBは、SB-253、SB-261を執行する責任を担い、提出遅延、未提出、およびその他の要件不遵守に対して罰金を科すことができます。ただし、罰金は、SB-253については年間50万米ドル、SB-261については年間5万米ドルを上限とします。罰則を科す場合、CARBは、企業の過去と現在の法令遵守、当

該企業が要件を遵守するために誠実な努力をしたか否か、および当該努力を行った時期を考慮しなければなりません。

SB-253には、スコープ3排出量を報告することに対するセーフハーバー条項(罰則免除)が含まれています。開示が合理的根拠に基づいて行われ、誠実に行われた場合には、スコープ3排出量の開示に関するいかなる虚偽表示に対しても、企業は罰則を科されません。

CARBは、2024年12月5日の執行通知で示したとおり、企業がSB-253の要求事項を遵守するために誠実な努力を行った場合、初回報告サイクルにおいて執行裁量を行使することを、2026年3月のワークショップにおいて改めて表明しました。CARBは、執行通知の日付時点でデータを収集していない、または収集を計画していない企業は、2026年にスコープ1およびスコープ2の排出量データを提出する必要はないと述べました。これらの企業は、報告書を提出しなかったこと、および執行通知の時点でデータを収集または収集を計画していなかったことを記載した書簡を、自社のレターヘッドでCARBに提出する必要があります。

#### 実施手数料(Implementation fees)

両法律は、適用対象企業(親会社の報告に含まれる適用対象子会社を含む)に対し、CARBへ年次定額手数料を支払うことを要求しています。この手数料は、各企業の売上高やGHG排出量ではなく、年間プログラムの総コストおよびSB-253とSB-261に基づき報告を義務付けられる企業数に基づいて算定されます。両法律の適用対象となる企業は、両方の手数料を支払う必要があります。CARBは、2026年9月10日までに手数料の請求書を発行する予定です。

**CARB は、企業がSB-253の要求事項を遵守するために誠実な努力を行った場合、初回報告サイクルにおいて執行裁量**  
**を行使する。**

#### 主な考慮事項(AB-1305)

AB-1305は、カリフォルニア州で事業を営む企業(同法では「カリフォルニア州で事業を営む」の定義はされていません)に対して、(1) ネットゼロ排出量の主張、(2) カーボン・ニュートラルまたはカーボン・ニュートラル製品の主張 (3)カリフォルニア州における大幅なGHG排出削減の主張を行う場合には、以下を開示することを求めています。

- ▶ どのようにして当該主張が正確か、実際に達成されたと判断したか、またどのように当該目標に向けた進捗が測定されているかに関する情報(例えば、企業のGHG排出量の検証、企業の科学的根拠に基づく目標の識別、関連するセクターの方法論など)
- ▶ 企業のデータおよび主張について独立した第三者による検証が行われているか

AB-1305はまた、これらの企業に対して、カリフォルニア州内で購入、または使用される自主的カーボン・オフセットに関する以下の情報を開示することを求めています。

- ▶ オフセットを販売する企業名、並びにオフセット・レジストリまたはプログラム名
- ▶ プロジェクト識別番号
- ▶ レジストリまたはプログラムに掲載されているプロジェクト名
- ▶ オフセットプロジェクトのタイプ(例:炭素除去、排出回避、またはその組合せ)
- ▶ オフセットプロジェクトの所在地
- ▶ 排出削減、除去の便益を推定するために用いられるプロトコル
- ▶ 主張およびデータが独立して検証されているか

AB-1305はまた、カリフォルニア州内で自主的カーボン・オフセットをマーケティング、または販売する企業に対して、以下を開示することを要求しています。

- ▶ カーボン・オフセット・プロジェクトに関する情報(例えば、排出削減または除去の便益を推定するために使用されるプロトコル、プロジェクト所在地、プロジェクト期間、プロジェクト開始日または開始予定日、プロジェクトの種類、プロジェクトが確立された基準を満たしているかどうか、プロジェクトが独立して検証されているかどうか、年間の排出削減量または除去量など)

- ▶ プロジェクトが完了していない場合、あるいは、予測される排出削減、除去便益を満たしていない場合の説明責任措置に関する詳細(例えば、これらの状況において企業がどのように対処するか)
- ▶ 発行したカーボン・オフセット数、発行したカーボン・オフセットの数を独立して検証するために必要なデータと計算方法

AB-1305に基づく開示は、毎年更新することが求められます。

AB-1305に違反した場合の罰金は、企業のウェブサイトで情報が入手できない、あるいは不正確である日数ごとに2,500米ドルであり、違反1件当たり50万米ドルを上限とします。

AB-1305は、2024年1月1日に発効しました。しかし、AB-1305のスポンサーは、カリフォルニア州議会の首席書記官に宛てた書簡で、発効日を2025年1月1日にする意図を明確にしました。スポンサーは、2024年の立法会期で法律を改正しようとしたましたが、立法会期が終了する前に改正案は可決されませんでした。

## 次のステップ

- ▶ 企業は、CARB のウェブサイトで公表された SB-253 および SB-261 の承認済みの初期規則を参照すべきです。
- ▶ 企業は、これらの法律への対応準備を継続するとともに、新たなプロセス、システムおよび統制を構築する必要があるかどうかの判断を含め、法律の要件を満たすためにどのように情報を収集するかを決定すべきです。
- ▶ 企業は、カリフォルニア州の気候関連開示法に関連する動向を引き続き注視するとともに、今後提案される規則に対して意見提出を行うことを検討すべきです。
- ▶ 企業は、米国第 9 巡回区控訴裁判所において審理中の仮差止命令に係る控訴を含め、カリフォルニア州の気候関連開示法に関連する進行中の法的課題について、引き続き注視すべきです。

## 脚注:

- [SB 253 March 2026 Workshop Slides.](#)
- [SB 253 March 2026 Workshop Slides.](#)
- [California Revenue and Taxation Code Section 25120\(f\)\(2\).](#)
- [Title 17, California Code of Regulations, Section 95833.](#)
- [Posted for Public Comment: Draft Reporting Template for Scope 1 and Scope 2 Greenhouse Gas Emissions Pursuant to Health and Safety Code § 38532.](#)
- [CARB's Enforcement Advisory](#) (2025年12月1日発行のSB-261に対する執行勧告)
- [Climate Related Financial Risk Disclosures: Checklist](#) (SB-261の最小報告要件)

### EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。  
All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/about-us/ey-shinnihon-llc](https://ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

ED MMY

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は SCORE No. 21228-231US を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)